

公益社団法人松戸市シルバー人材センター職員退職手当支給規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人松戸市シルバー人材センター職員就業規則(以下「規則」という。)第36条の規定により公益社団法人松戸市シルバー人材センター(以下「センター」という。)の職員が退職し、又は死亡した場合に支給する退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 退職手当は、職員が退職したときはその者、死亡したときはその遺族に支給する。

(勤続年数の計算)

第3条 勤続年数の算定は、雇入れの日の属する月から退職又は死亡した日の属する月までの期間(以下「在職期間」という。)とする。

- 2 前項の規定により算出した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、在職期間が6月以上1年未満の場合にはこれを1年とする。
- 3 在職期間に1か月未満の端数があるときは、日数が16日未満の場合はこれを切り捨て、日数が16日以上の場合は1か月とする。
- 4 休職中の期間は、在職期間に算定しない。

(算定の基準)

第4条 退職手当は、退職又は死亡時の給料に勤続年数に応じ、次の算式により算定する。ただし、休職を命じられた後に退職し、又は死亡した場合は、休職発令時の給料を基準とする。

$$\text{退職手当の額} = \text{退職(又は休職発令)時の給料} \times \text{別表に掲げる退職手当支給率} \\ + \text{退職手当の調整額}$$

(退職手当の加算及び減額)

- 第5条 理事長は、勤続年数及び功労等を斟酌して前条の算式により算出した額に理事長が別に定める額を加算して退職手当を支給することができる。
- 2 理事長は、規則第40条の規定により処分された者が退職した場合、前条の算式により算出した額から理事長が別に定める額を減額して支給することができる。

3 前項の規定にかかわらず規則第 40 条第 2 項第 4 号に規定する処分を受けた者に対しては、退職手当を支給しない。

(退職手当の調整額)

第 6 条 退職手当の調整額は、当該各月に属していた次の職務の級に掲げる職員の区分に応じて定める調整月額のうちその額が最も多いものから順次順位を付し、その第 1 順位から第 60 順位までの調整月額（当該月数が 60 月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

(1) 7 級 54,150 円

(2) 6 級 43,350 円

(3) 5 級 32,500 円

(4) 4 級 27,100 円

(5) 3 級 21,700 円

(遺族の範囲及び順位)

第 7 条 第 2 条に規定する遺族は、次に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（届出をしないが職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
- (3) 前号に掲げる者の外職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第 2 号に該当しないもの

2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により第 2 号及び第 4 号に掲げる者のうちにあつては同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が 2 人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族からの排除)

第 8 条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 職員を故意に死亡させた者

- (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者
(派遣職員等)

第9条 センターの職員のうち、センターの要請に応じセンターに派遣された松戸市職員の退職手当に関しては、松戸市職員退職手当支給条例（昭和28年松戸市条例第13号）の例による。

- 2 松戸市職員として定年退職した後、当センターの職員として採用された者への退職手当は、支給しないものとする。

附 則

- 1 この規程は、センター設立の日から施行する。
- 2 施行日前に、財団法人松戸市生きがい福祉事業団（以下「事業団」という。）の職員が、引き続いてセンターに使用される者となるため退職し、かつ、引き続きセンターに使用される者として在職した場合におけるその者の第3条第1項に規定する職員としての在職期間には、その者の事業団職員としての引き続いた在職期間の始期から終期までの期間を含むものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの規程による改正後の社団法人松戸市シルバー人材センター職員退職手当支給規程（以下「新規程」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における俸給月額を基礎として、この規程による改正前の社団法人松戸市シルバー人材センター職員退職手当支給規程（以下「旧規程」という。）の規定により計算した退職手当の額が、新規程の規定より計算した退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する

別表

退職手当支給率

勤続年数	定年 支給率	自己都合 支給率	高年雇用 支給率
1	0.837	0.5022	0.5022
2	1.674	1.0044	1.0044
3	2.511	1.5066	1.5066
4	3.348	2.0088	2.0088
5	4.185	2.511	2.511
6	5.022	3.0132	
7	5.859	3.5154	
8	6.696	4.0176	
9	7.533	4.5198	
10	8.37	5.022	
11	11.613375	7.43256	
12	12.76425	8.16912	
13	13.915125	8.90568	
14	15.066	9.64224	
15	16.216875	10.3788	
16	17.36775	12.88143	
17	19.518625	14.8671	
18	21.6695	15.29199	
19	22.820375	16.49727	
20	24.97125	19.6695	
21	27.122125	21.3435	
22	29.273	23.0175	
23	31.423875	24.6915	
24	33.57475	26.3655	
25	35.725625	28.0395	

勤続年数	定 年 支 給 率	自己都合 支 給 率
26	34.77735	29.3787
27	36.28395	30.7179
28	37.79055	32.0571
29	39.29715	33.3963
30	40.80375	34.7355
31	42.31035	35.7399
32	43.81695	36.7443
33	45.32355	37.7487
34	46.83015	38.7531
35	47.709	39.7575
36	47.709	40.7619
37	47.709	41.7663
38	47.709	42.7707
39	47.709	43.7751
40	47.709	44.7795
41	47.709	45.7839
42	47.709	46.7883
43	47.709	47.709
44	47.709	47.709
45	47.709	47.709